

病児・病後児デイケア事業をご利用の皆様へ

- ① 生活保護受給世帯・市県民税非課税世帯……無料
- ② 所得税非課税世帯(①を除く)……………半額

①②に該当する世帯に属する児童がご利用なさる場合には利用料の減免制度があります。

減免制度を利用するには

○利用される病児・病後児デイケアルーム各施設へ下記証明書の提出をお願いします。

世帯の所得区分	証明書類の名称(内容)	証明書類の交付場所	原本・コピー	
①	生活保護 受給世帯	生活保護受給証明書	各区保護課	原本のみ可
		福岡市緊急受診証		コピーのみ可
	市県民税 非課税世帯	市民税・県民税課税証明書(非課税のもの)	各区納税課	原本のみ可
		市民税・県民税特別徴収税額の通知書 (非課税のもの)	毎年5月頃勤務先 から交付	原本のみ可
		限度額適用・標準負担額減額認定証 (所得区分Cのもの)	加入している健康 保険者に申請→交付	コピーのみ可
② 所得税 非課税世帯 (①を除く)	給与所得の源泉徴収票 (源泉徴収額0円・住宅借入金等特別控除0円のもの)	勤務先から本人へ	原本及びコピー可	
	所得税の確定申告書控	2/15～3/15頃 税務署申告時	原本及びコピー可	

※「対象児童を扶養に入れている世帯主」の証明書の提出が必要です。

①の生活保護受給世帯 「利用される日毎に生活保護受給世帯である上記証明書」の提出

①の市県民税非課税世帯 前年7月1日～本年6月30日までにご利用の場合……前年度分の証明書
本年7月1日～来年6月30日までにご利用の場合……本年度分の証明書
(毎年7月1日で登録の切り替えを行うため)

②の所得税非課税世帯 前年7月1日～本年6月30日までにご利用の場合……前々年分の証明書
本年7月1日～来年6月30日までにご利用の場合……前年分の証明書
(毎年7月1日で登録の切り替えを行うため)

<お問い合わせ先>

福岡市こども未来局こども部こども発達支援課

電話: 092-711-4178

FAX: 092-733-5534